

事例から学ぶ

相談員のための **トラブル対策**

NEWS

## ショートステイ利用者の車椅子ベルトを身体拘束と指摘

## ■体幹機能障害で姿勢保持ができない

Rさん（72歳・女性）は、脳血管障害による下肢麻痺がある要介護3の在宅の利用者で、月1～2回程度ショートステイを利用しています。Rさんは軽度の体幹機能障害があり、車椅子移動の時に左右に上半身が傾き、車椅子から落ちそうになることがあります。Rさんのご主人は、以前医師に相談した際、座位安足のために勧められた車椅子ベルトを購入し、Rさんにいつも装着しています。Rさんは認知症も無く徘徊もないので、車椅子に座ってベルトをしていれば安全です。

ところが、ショートステイを利用した際、施設に監査が入っており、監査担当者がSさんのベルトを見て「Y字ベルトは明らかな身体拘束、絶対にダメだ」と厳しく指摘をしました。相談員は「本人が了解しており家でもベルトをしている」と反論しましたが、「在宅は良いが施設はダメです」と言われた為、止むなく、相談員はすぐにご主人に連絡して事情を説明し、車椅子のベルトを外すことのご理解を求めました。ご主人は「自分が付けたベルトのために施設に迷惑をかけて申し訳なかった」とお詫びの為に来所しました。後日、相談員はもう一度役所に掛け合いましたが、答えがかわることはありませんでした。

## 生活行為に必要な姿勢保持のためのベルトは福祉用具である

## ■RさんのY字ベルトは身体拘束なのか？

車椅子のY字ベルトは、身体拘束とみなされますから、役所の担当者の指摘も当然かもしれません。しかし、RさんはY字ベルトが無ければ車椅子での生活行為に必要な姿勢保持ができません。生活行為に必要な身体機能が損なわれていて、Y字ベルトが無ければ日常生活行為に支障が出るのです。

このように、一見身体拘束に見えても、生活行為に必要な姿勢の保持をする用具は福祉用具に該当します。しかも、Rさんは認知症が無く、自分の生活行為がY字ベルトによって支えられていることをきちんと認識しています。身体障害者施設ではスタンダードな福祉用具なのです。

## ■施設はどのように対応したら良いか？

Y字ベルトはRさんにとっては大切な福祉用具ですが、施設ではY字ベルトをした利用者がいると、一見、身体拘束と疑われるため少し困ってしまいます。では、どうしたら良いのでしょうか？まず、Y字ベルトが外から目につかないように、家族に配慮してもらいましょう。また、「身体拘束だから外しなさい」と言われた時に備えて、福祉用具であることをきちんと説明できる準備をしておきます。具体的には、医師やPTの処方箋（指示書）などをもらっておけば説明がしやすくなります。



## 身体拘束に関するご相談にお答えします

本事例のように身体拘束に該当するか否か判断に迷うケースがあります。このようなケースについて、判断の基準を示して(株)安全な介護にてアドバイスをいたします。下記の要領でご相談下さい。

◎身体拘束相談（メールによる相談のみ：[info@adclub.jp](mailto:info@adclub.jp) まで）

①件名：身体拘束相談 ②本文：どのような状態を身体拘束と指摘されたのかなど、相談内容を簡潔に具体的に記入して下さい。相談シートなどのフォームはありません。メールに直接記入して下さい（相談受付期間：2月末日まで）。3月中旬に全ての相談への回答をQ&A集としてメールで返信します。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
マーケット開発部 市場開発室  
担当 堀江 TEL 03-5789-6456

監修：株式会社安全な介護 代表 山田 滋

担当課支社・代理店

株式会社福祉施設共済会  
東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル  
電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882